
第三期 鹿嶼市教育振興基本計畫

2026-2035

(素案)

鹿嶼市教育委員會

目次

1 計画の概要	2
1 計画の目的と位置づけ	
2 鹿嶋市教育大綱と教育振興基本計画	
3 計画期間	
2 第Ⅱ期計画の成果と課題	4
3 第Ⅲ期計画の施策の体系	8
4 具体的事業	10
基本方針 1 子どもたちが自ら学び考える学校教育の推進	10
基本方針 2 人生 100 年時代を生きるための社会教育の推進	14
基本方針 3 学びを支える教育環境の向上	21
基本方針 4 これからの時代を生き抜く力の育成	27
5 計画の推進	30
6 指標と目標	31
資料	33

I 計画の概要

I 計画の目的と位置づけ

鹿嶋市では、子どもから大人まで、すべての市民が共に学び成長し合い、人生100年をあざやかに鹿嶋で生きるまちをめざしております、その社会を実現する上で教育の果たす役割はますます重要となっています。

この計画は、教育基本法第17条第2項に規定される計画であり、国や茨城県が示す教育振興基本計画を参照しつつ、本市の教育の大きな方向性を示す「鹿嶋市教育大綱」を具現化するための計画です。また、鹿嶋市の最上位計画である「第四次鹿嶋市総合計画」と整合を図りながら、その基本目標や将来像の実現に資する教育分野の施策の方向性と施策を示すものです。

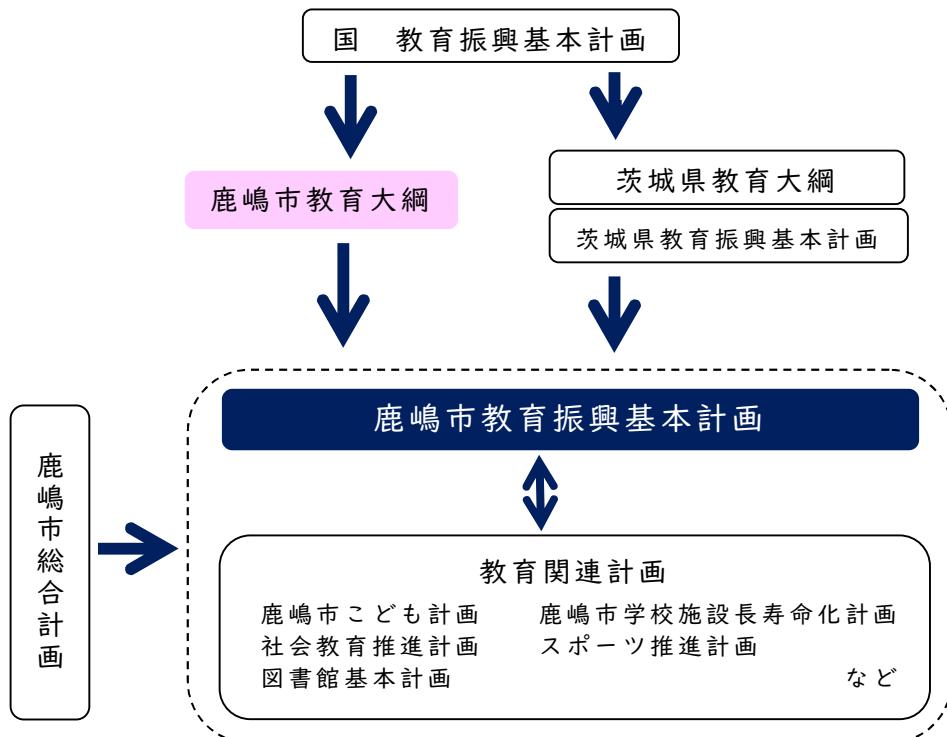
2 鹿嶋市教育大綱と教育振興基本計画

鹿嶋市教育大綱は、令和7年2月に改訂されました。改訂後の鹿嶋市教育大綱は、人口減少と少子高齢化の進行やGIGAスクール構想に代表される学びのデジタル化、予測困難な時代の到来など、近年の社会の変化を踏まえて見直しを行ったものです。併せて、教育の根柢となる教育基本法（平成18年法律第120号）をはじめ、学校教育法（昭和22年法律第26号）、社会教育法（昭和24年法律第207号）など、関係法律の規定に基づいて策定されています。

教育基本法に掲げられた教育の理念、目的、目標の実現をめざすことは、将来の予測が難しい時代にあっても変わることのない教育の基本的な役割であり、改訂後の鹿嶋市教育大綱においても一貫した柱となっています。第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画（以下、本計画においては、第Ⅱ期鹿嶋市教育振興基本計画を「第Ⅱ期計画」という。）は、平成28年策定の教育大綱を具現化する計画として位置付けられていましたが、改訂後の鹿嶋市教育大綱の基本的な枠組みや方向性は、第Ⅱ期計画とも整合が図られているところです。このため、第Ⅲ期鹿嶋市教育振興基本計画（以下、本計画においては、第Ⅲ期鹿嶋市教育振興基本計画を「第Ⅲ期計画」という。）は第Ⅱ期計画の取組を基礎としつつ、改訂後の鹿嶋市教育大綱に合わせ、再整理、再構築を図るものとします。その際、改訂後の鹿嶋市教育大綱の4つの基本方針を第Ⅲ期計画の基本方針として設定します。

3 計画期間

第Ⅲ期計画の計画期間は令和8年度から令和17年度までの10年間とします。前期5年間（令和8年度から令和12年度まで）の進捗状況、教育環境、社会的状況の変化等を踏まえ、後期5年間（令和13年度から令和17年度）について必要な見直しを行い、柔軟かつ計画的に推進します。



○鹿嶋市教育大綱（令和7年2月）

基本理念

主体的に学び 人とつながり 未来をひらく 鹿嶋っ子

基本方針

- 1 子どもたちが自ら学び考える学校教育の推進
- 2 人生100年時代を生きるための社会教育の推進
- 3 学びを支える教育環境の向上
- 4 これからの時代を生き抜く力の育成

2 第Ⅲ期計画の成果と課題

第Ⅲ期計画の策定に当たっては、まず、前計画である第Ⅱ期計画（平成28年度～令和7年度）の取組状況を把握し、その成果と課題を整理することが重要です。

第Ⅱ期計画は、平成28年度策定の鹿嶋市教育大綱を具体化する計画として位置付けられ、令和2年度には、前期5年間の実績と社会情勢の変化を踏まえ、後期5年間に向けた計画の見直しを行いました。また、第Ⅱ期計画に基づく施策・事業については、毎年度、教育行政評価委員会による外部者の視点からの教育行政評価を実施し、自己評価結果を踏まえつつ、評価委員会からの意見・提言を受けて改善・充実を図ってきました。これらの評価結果や委員からの意見は、教育行政運営方針や各事業の見直しを通じて第Ⅱ期計画の運用に反映されており、第Ⅲ期計画の策定に当たっても、検証の基礎となるものです。

このような経過を踏まえ、第Ⅲ期計画では、教育大綱の改訂を経つつも積み上げてきた第Ⅱ期計画期間全体の取組を対象として、毎年度の教育行政評価の結果や評価委員会からの意見・提言も踏まえながら、その成果と課題を総合的に検証し、次期計画に反映させていきます。

第Ⅱ期計画の成果と課題については、第Ⅱ期計画の構成に沿って整理します。これらの成果と課題は、第Ⅲ期計画における4つの基本方針と、その下に位置付ける具体的事業等の検討の基礎として活用しており、次章以降で新たな事業体系に再構成しています。なお、ここでの第Ⅱ期計画の成果と課題については、第Ⅱ期計画における主要な事業を中心に整理したものであり、すべての事業を網羅的に記載したものではありません。事業ごとの詳細な評価・課題等については、毎年度実施している教育行政評価報告書を併せて参照するものとします。

(1) 幼児教育・保育と子育て支援

幼児教育では、幼児教育から小学校教育への円滑な接続をめざし、専門職員の配置や若手職員研修の充実を図り、関係機関の協力体制を築いてきました。保育分野では、待機児童ゼロを達成しつつ、施設再編方針に基づき施設の集約化と財政効率化を進め、必要な子育て支援の充実を図りました。今後も、少子化や女性の社会進出や共働き世帯の増加など、社会情勢の変化に応じた柔軟な支援体制の整備が必要です。

(2)学校給食と食育

学校給食については、安全・安心で栄養バランスのとれた給食の提供を通じて、児童生徒の健やかな成長を支えるとともに、栄養教諭等による食育の授業や地場産物を活用したメニューの提供により、食に関する理解を深める取組を進めてきました。一方で、大量の給食に必要な地場産物の安定した供給や給食センター施設の老朽化など、

地元食材生産者との協力体制や設備の修繕や更新が課題となっています。

(3)学校教育の充実

学校教育においては、GIGAスクール構想により、1人1台端末と高速通信ネットワークなどのICT環境が飛躍的に整備され、ICTを活用した授業が展開されました。また、児童生徒の学力向上をめざし、授業改善プロジェクトを核とした教員研修を推進し、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業づくりを進めました。パイロット校から始まった小中一貫教育は、各中学校での特色ある活動や研修を通じて、9年間の連続した学びをめざす取組が広がりました。一方で、全国学力・学習状況調査の結果から、継続的な授業改善の必要性が示されており、指導と評価の一体化を図った実践の深化が求められます。

また、教員が児童生徒の学習支援に専念できるよう、学校における働き方改革を進めました。校務システムの導入や専門業務と非専門業務の切り分け、意識改革などにより一定の成果が見られるものの、引き続き取組の加速が必要です。

(4)教育施設・教育環境の整備

施設面での学習環境の確保を図るため、学校施設長寿命化計画を策定し、公共施設等総合管理計画に基づき改修や維持補修を行ってきました。しかし、築40年以上の施設が多数占める現状では、施設の維持管理や改修にかかる費用の確保が課題となっています。また、よりICT教育を推進するために、遠隔授業やオンライン学習などデジタル化に対応した学習環境を構築する必要も生じています。

(5)不登校・長期欠席対策と特別支援教育

教育センターにおいては、不登校・長期欠席児童生徒及び特別な支援を必要とする児童生徒への支援に重点的に取り組みました。コロナ禍では不登校児童生徒が増えましたが、適応指導教室「ゆうゆう広場」への登室機会の提供、多様な体験活動と学校との連携を通じて、不登校児童生徒数を減らすことができました。また、就学相談員や教育指導員の配置、関係機関との連携強化により、進学先まで見通した継続的な支援体制の構築が進みました。一方で、長期欠席児童生徒数は依然として多く、不登校の背景要因を把握し、適切な支援につなげる力が必要です。

また、特別な支援を必要とする未就学児・児童生徒も増加しており、切れ目のない支援と、福祉・保健機関との連携強化も引き続き必要です。

(6)図書館サービスと学校図書館との連携

図書館では、「図書館サービスの充実」と「中央図書館と学校図書館の連携」を柱に、着実に成果を積み上げてきました。県内でも先駆けて電子図書館を開設し、コロナ禍

においては紙の書籍を上回る電子書籍の貸出により学びの継続を支えることができました。学校図書館の整備も完了し、中央図書館との連携によって児童生徒一人当たりの貸出冊数が目標を達成するなど、図書館を拠点とした学びの好循環が生まれています。今後は、デジタル化の進展と多様な学習ニーズに対応し「本を借りる場所」から「地域の情報ハブ」へと機能を拡張し、生涯学習拠点としての役割をさらに強化することが求められます。

(7)地域との協働と家庭教育支援

学校教育を推進するにあたっては、地域に根差した取組が欠かせません。そのため、コミュニティ・スクールを設置し、学校運営協議会の質の向上と地域学校協働活動の推進に注力してきました。両活動の一体的な推進を図り、地域が学校教育に参画する機会を創出し、地域全体で子どもを育てる体制を構築するための土台が築かれました。一方で、協議内容が具体的な地域学校協働活動に十分つながっていない課題も残っています。

また、子育てに不安を抱く保護者への支援として子育て世代を対象とした講演会の開催や家庭訪問を実施し、悩みの軽減や保護者同士のつながりを促進しました。これらを継続・発展させるうえで、講演の内容の工夫や家族構成の多様化を踏まえた支援、ＩＣＴの活用など、全ての家庭が安心して子育てできる環境づくりを進めていくことが求められています。

(8)社会教育と公民館活動による地域づくり

社会教育や公民館活動においては、地域社会の活性化と市民の学びの機会の創出に取り組んできました。市民の多様なニーズに応える「まちづくり出前講座」や「市民カレッジ」などを通じて、市民が学び、その学びを地域に還元できる環境を整えてきました。しかし、コロナ禍により行動が制限され、学習会や公民館の利用を一時停止せざるを得ない状況となりました。コロナ禍収束後は利用状況が回復しましたが、人生100年時代においては生涯を通じた学びを継続できる環境整備がより一層重要です。

また、地区公民館では学習会や交流会を通して、地域づくりの活動が幅広く展開され、住民が主体的に関わる体制を構築しました。これにより、子どもたちの地域活動への関心を高めた一方、運営を担う人材の減少という課題も浮き彫りになりました。持続可能な活動体制を築くためには、運営側の負担軽減と人材確保が急務となっています。

(9)文化財の保全と歴史文化の継承

鹿嶋市には、鹿島神宮をはじめとする歴史文化遺産や多彩な地域文化・伝統がありますが、それらに触れる機会が減少しています。そのため、文化財の保全と継承を柱として各種事業を展開してきました。国指定史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」においては、郷土学習や歴史に触れる場となる史跡公園として整備するため、保存活用計画と整備基本計画を策定しました。また歴史資料を公開、活用する拠点として博物館等の設置を検討しましたが、建設場所や収蔵設備等の課題から、見直しや中断となりました。このため、当面は文化財の台帳整備や資料の把握・整理を進めるとともに、他の収蔵施設の活用、整備の可能性について検討を進めてきました。しかし、温湿度管理を要する資料を保管できる専用施設は未整備であり、未整理資料の散逸や劣化が懸念されるなど、中長期的な保存、活用体制の構築が課題となっています。

(10)市民スポーツの推進と健康づくり

スポーツ分野では、国民体育大会やオリンピック開催を契機に市民のスポーツへの関心が高まりました。大会後は、「スポーツによるまちづくり」を掲げ、市民参加型のイベントや健康づくり事業などを展開し、年齢や競技レベルを問わず参加できる機会の充実に努めました。これらの取組により、地域で継続的にスポーツに親しむ場や機会は一定程度確保されてきましたが、一方で、市民全体の運動実施率は依然として低く、日常的な運動習慣の定着と健康増進につなげていくことが今後の課題となっています。

以上のとおり、第Ⅱ期計画の期間においては、多様な分野で一定の成果を上げる一方で課題も明らかになってきました。第Ⅲ期計画では、これらの成果と課題を踏まえつつ、教育大綱の4つの基本方針と、その下に位置付ける具体的事業の体系に整理し直し、計画的かつ一体的に推進していきます。次章から、第Ⅲ期計画における具体的事業の方向性と主な取組内容を示します。

なお、本章で示した成果と課題は、主要な施策、代表的な事業を整理したものであり、第Ⅱ期計画に位置付けられた全ての事業を列挙したものではありません。第Ⅲ期計画では、これらの整理に加え、教育行政評価等で把握した各事業の評価結果も踏まえながら、第Ⅲ期計画における4つの基本方針と、その下に位置付ける主要施策、具体的事業の体系のもとに、再構成していきます。

3 第Ⅲ期計画の施策の体系

第Ⅲ期計画では、第Ⅱ期計画の成果と課題、毎年度の教育行政評価の結果、鹿嶋市教育大綱を踏まえ、本市教育のめざす姿を実現するための施策を、「基本方針」「施策」「具体的事業」の三層構造で整理しました。基本方針は教育大綱の基本方針に対応するものであり、その下に分野ごとの方向性を示す「主要施策」と、具体的な取組単位である「具体的事業」を位置づけています。

基本方針	主要施策	具体的事業
1 子どもたちが自ら学び考える学校教育の推進	1 確かな学力を育む質の高い授業の推進	事業1 鹿嶋市授業改善プロジェクトの推進 事業2 基礎学力の向上 事業3 ICT活用と探究的な学びの定着 事業4 特色ある教育の充実
	2 幼児教育の充実と小学校への円滑な接続の推進	事業1 幼児教育の充実 事業2 保幼小の連携と円滑な接続の推進
	3 豊かな心を育み、人間性・社会性を涵養する教育の推進	事業1 心をそだてる道徳・人権教育の推進 事業2 ICT・SNS時代に対応したコミュニケーション能力の育成 事業3 社会の形成に参画する態度の育成
	4 健やかな心と体を育む教育・体育・保健の充実	事業1 学校給食による食育の実施と地産地消の更なる取組 事業2 健康な心身を育む学校体育・学校保健の充実
	5 ふるさとを基盤としたキャリア教育と国際理解教育の推進	事業1 郷土を学び、未来をえがくキャリア教育 事業2 防災教育と安全教育の推進 事業3 ダイバーシティ教育と国際・地域間交流の充実
2 人生100年時代を生きるための社会教育の推進	1 学び続ける力を育む生涯学習環境の充実	事業1 学習機会と学習環境の充実 事業2 学びを地域にいかす仕組みづくり 事業3 生涯学習団体・社会教育関係団体の支援
	2 知的基盤としての図書館機能の強化と読書支援	事業1 資料・情報提供サービスの充実 事業2 学校図書館と公共図書館の連携強化 事業3 子どもの読書活動推進
	3 郷土の歴史・文化にふれる学びと保存・継承の推進	事業1 史跡や歴史的資料の保存・公開と活用の推進 事業2 伝統文化の保護と継承 事業3 郷土の自然や歴史にふれる学びの充実
	4 誰もが参加できるスポーツ活動と地域スポーツを支える人材の育成	事業1 スポーツを楽しむ機会の充実 事業2 地域に根ざした部活動・クラブ活動の推進 事業3 スポーツを支える人材の育成と環境づくり
	5 文化芸術に親しみ、表現できる環境の充実	事業1 文化芸術にふれる機会と発表の場の充実 事業2 文化芸術活動を支える担い手の育成

2 人生 100年 時代を 生きる ため の社会 教育 の推 進	6 体験と学びを通じた青少年の健全育成	事業1 青少年の健全な交流と体験活動の推進 事業2 メディアリテラシー教育の推進と有害環境からの保護
	7 子育てのための家庭教育への支援	事業1 親の学びと子育て力向上の支援 事業2 地域と連携した家庭教育支援の推進 事業3 相談・支援体制の充実と関係機関連携
	8 地域で育て、地域に関わる人づくりの推進	事業1 地域活動と居場所づくりの推進 事業2 子ども・若者の地域参加と人材育成の推進
3 学びを支える教育環境の向上	1 誰もが安心して学べる教育施設・環境の整備	事業1 学校施設の整備と学習環境の向上 事業2 社会教育施設・スポーツ施設の整備と活用 事業3 ICT環境の整備と教育DXの推進 事業4 安定的な学校給食の提供と給食センター機能の充実
	2 地域と連携した特色ある学校づくりの推進	事業1 小中一貫教育と地域とともにある学校づくりの推進 事業2 学校規模適正化の推進 事業3 地域と連携した学校運営体制の強化 事業4 情報発信と学校評価の充実
	3 教職員の資質向上と業務改善の両立	事業1 教職員の資質向上と育成支援 事業2 働き方改革と校務改善の推進 事業3 コンプライアンスの徹底と法務相談体制の構築
	4 子どもの多様な育ちに寄り添う支援と相談体制の整備	事業1 いじめ、不登校対策の充実 事業2 特別支援教育の推進と一人ひとりに応じた支援の充実 事業3 子ども、保護者、教職員の相談・支援体制の充実
	5 教育活動を支える人的・制度的基盤の強化	事業1 教育活動を支える人的支援体制の充実 事業2 子どもの学びと成長を支える制度的支援の充実 事業3 子どもの安全・安心を守る取組の強化
	6 子育て支援と入園体制の充実	事業1 地域子ども・子育て支援の充実 事業2 入園体制の整備と支援
4 生き抜く力 の育成 これから の時代を	1 未来を切り拓く資質・能力の育成	事業1 未来を拓く、思考力・判断力・表現力・決断力の育成 事業2 持続可能な社会づくりの担い手を育む学びの推進 事業3 ICTと生成AIを活用した学びの深化
	2 優しい心、自己肯定感、挑戦する意欲の育成	事業1 優しさと豊かな心を育てる教育の推進 事業2 自分を信じ、未来に挑戦する力の育成

4 具体的事業

以下では、4つの方針ごとに、具体的事業の内容を示します。

基本方針Ⅰ 子どもたちが自ら学び考える学校教育の推進

主要施策Ⅰ 確かな学力を育む質の高い授業の推進

1-1-1 鹿嶋市授業改善プロジェクトの推進

市内全公立小中学校で「鹿嶋市授業改善プロジェクト」を実施し、教員研修の充実や授業公開を通じて、授業の質を向上させます。まずは市全体として授業改善の底上げを図り、その上で教員一人ひとりの専門性を高め、授業力を伸ばしていく流れを大切にします。授業の質が向上することにより、児童生徒が主体的に学び、考える力を養う基盤を整えます。

1-1-2 基礎学力の向上

他の教科の基礎にもつながる国語や算数・数学の充実を図り、児童生徒が確かな学力を身に付けられるよう授業改善を進めます。その際には、学力・学習状況調査の結果を丁寧に分析し、課題の把握と指導改善にいかすことで、一人ひとりに応じた学びの充実を図ります。加えて、教科担任制や習熟度別学習などの指導形態を効果的に取り入れ、必要に応じ、市採用教員や専門教科担当職員を配置することで、児童生徒の理解度や発達段階に応じたきめ細かな学習指導を推進します。さらに、小中一貫教育の取組をいかし、義務教育9年間を通した教科の系統性と学習内容の接続を意識した授業づくりを進めることで、小学校から中学校への学習面での円滑な接続を図り、児童生徒の学習意欲を高め、確かな学力の定着へとつなげていきます。

1-1-3 I C T活用と探究的な学びの定着

G I G Aスクール構想を着実に推進し、一人一台端末を活用した新しい学びを進めます。児童生徒一人ひとりの学習進度や特性に応じた個別最適な学びを保障するとともに、協働的な学習を通して仲間と共に課題を解決する力を育みます。さらに、生成AIやプログラミング学習などを活用することで、情報活用能力を高め、変化の激しい社会を主体的に学ぶ力を養います。I C T機器を単なる道具として使うのではなく、学びの質を高める教育活動の中心に位置づけることをめざします。

1-1-4 特色ある教育の充実

持続可能な社会を担う人材を育成するため、S D G sを意識した教育を推進します。

地域の自然や産業、環境保全活動などと結びつけながら、児童生徒が自ら課題を発見し、解決方法を考え、行動に移す学習活動を重視します。これらを通じて、持続可能な社会の実現に向けた態度や価値観を育みます。SDGsの達成に向けた教育は、教科横断的な学びや探究的な活動と親和性が高く、児童生徒が未来の担い手として主体的に社会に関わる力を養うことにつながります。

さらに、グローバル化が進む社会に対応するため、英語教育を一層充実させます。小学校高学年からの教科化に対応するとともに、幼少期から英語に親しむ環境を整え、児童生徒が自然に言語や文化に触れられる機会を広げます。市内全小中学校にALT（外国語指導助手）を配置し、日常的に生きた英語に触れることができる教育環境を確保します。また、教員の指導力向上を目的として海外派遣や専門研修など多様な研修機会の充実を図り、指導体制の強化をめざします。これにより、児童生徒が国際社会で必要とされるコミュニケーション能力を培い、世界で活躍できる力を育成します。

主要施策2 幼児教育の充実と小学校への円滑な接続の推進

1-2-1 幼児教育の充実

幼児期は、生涯にわたる学びや人間形成の基盤を培う大切な時期です。鹿嶋市では、認定こども園、保育園、幼稚園がそれぞれの役割を發揮しつつ、子ども一人ひとりの発達や成長に応じた幼児教育を推進します。遊びや日々の生活の中での人との関わりや体験を通じて、協調性や自制心、探求心、創造性といった「非認知能力」を育成することで、「生きる力」の土台を作ります。

また、家庭や地域との協働を大切にし、子育て支援や保護者への情報提供を通じて、幼児教育全体の質を高めていきます。

1-2-2 保幼小の連携と円滑な接続の推進

幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、小学校入学前後の1年間を重点期間として、就学前施設と小学校が連携した教育を実施します。具体的には、幼児期に育まれた生活習慣や学びの芽を小学校教育へと自然に引き継ぐよう、教職員間で指導内容や指導方法を共有し、共通でカリキュラムの実践をします。

また、入学時の子どもの不安を軽減するための交流活動や、発達状況に応じた支援を行い、子どもが自信をもって小学校生活を始められるよう支援していきます。

主要施策3 豊かな心を育み、人間性・社会性を涵養する教育の推進

1-3-1 心をそだてる道徳・人権教育の推進

児童生徒が自他を尊重し、健やかな人間関係を築いていくためには、道徳教育を基

盤とした人権教育の推進が欠かせません。学校では道徳科の授業を中心に、生命の尊さや公正・公平、多様な価値観を理解し、日常生活の中で実践できるよう指導を充実させます。

また、いじめを特定の子に限られたものではなく、誰にでも関わり得る課題と捉え、未然防止・早期発見・的確な対応の3段階を体系的に進めることで、児童生徒が安心して学べる環境を守ります。

I-3-2 ICT・SNS時代に対応したコミュニケーション能力の育成

児童生徒が他者と協働することを通して、自分の思いや考えを的確に伝える力を育てます。対面でのあいさつや対話力、話し合い活動を通して、相手の気持ちに寄り添いながら話を聞く傾聴力、自分の考えを分かりやすく伝える発信力を身に付け、リアルとデジタルの両方の場面で、人と人が互いを尊重しながらつながることができる、現代社会で必要とされるコミュニケーション能力を丁寧に育成します。

併せて、ICT機器やSNSをはじめとするデジタルツールを活用した、情報の発信受信の適切な方法について理解を深められるようにします。特に、インターネット上の情報を見極める力や、相手を傷つけない表現の仕方、個人情報の取り扱いなどについて指導します。

I-3-3 社会の形成に参画する態度の育成

児童生徒が社会の一員として自覚をもち、主体的に判断・行動できる力を育てます。主権者教育や消費者教育、環境教育、男女共同参画を通じて、社会の課題に主体的に関わろうとする態度や、責任ある行動や持続可能な社会づくりへの意識を高めます。

主要施策4 健やかな心と体を育む食育・体育・保健の充実

I-4-1 学校給食による食育の実施と地産地消の更なる取組

学校給食を「生きた教材」として位置づけ、食育の実践を進めます。栄養バランスの取れた安全・安心な給食を提供するだけでなく、児童生徒が食文化や健康の大切さを学ぶ機会とします。特に、茨城県や鹿嶋市の豊かな自然の恵みである米や野菜、肉、魚など地元産の食材を積極的に取り入れることで、地産地消の意識を育みます。

これにより、児童生徒が健全な食習慣を身につけるとともに、地域産業への理解と感謝の心を養います。

I-4-2 健康な心身を育む学校体育・学校保健の充実

生涯にわたり健康で活力ある生活を送れるよう、学校体育と学校保健を一体的に充実させます。運動、遊び、授業を通じて、基礎的な体力や運動能力を高め、運動の樂

しさや達成感を実感できる環境を整えます。

併せて、定期健康診断や歯科検診、保健指導を着実に行い、正しい生活習慣の形成を支援します。さらに、心の健康を守る相談体制を整備し、安心して学べる学校生活を保障します。

主要施策5 ふるさとを基盤としたキャリア教育と国際理解教育の推進

1-5-1 郷土を学び、未来をえがくキャリア教育

義務教育における発達段階に応じた系統的なキャリア教育を推進します。職場見学や職場体験活動を通して地域の産業や文化に触れることで、児童生徒が郷土の魅力を再発見し、郷土に対する誇りと愛着を深めます。郷土を理解し、愛する気持ちを育むことは、自らの進路や将来の生き方を考える上での大きな基盤となります。そのため、学校教育と地域社会が連携し、児童生徒が地域に学び、地域で育ち、将来は地域に貢献したいという思いを抱けるよう支援していきます。

こうした取組を通じて、児童生徒が自分の可能性を広げるとともに、社会参画や進路選択に必要な資質・能力を育成します。

1-5-2 防災教育と安全教育の推進

自然災害や不測の事態に備えるため、地域の実情に即した防災教育を計画的に行います。火災・地震・津波・豪雨などへの備えを学ぶとともに、防災訓練や通学路点検を通して、危険を予測し回避する力を育成します。さらに交通安全や防犯教育を充実させ、「自助・共助」の意識を高め、地域と一体となった安全・安心な学びの環境を整備します。

1-5-3 ダイバーシティ教育と国際・地域間交流の充実

国際化と多様性（ダイバーシティ）が進む社会において、異なる文化や価値観を理解し、多様な人々と共生していく力を育むことは、児童生徒にとって重要です。市内の小中学校にも外国をルーツとする児童生徒が在籍しており、日常的に異なる文化や価値観に触れる機会が生まれています。こうした環境をいかし、国籍や文化に加え、性別や年齢、障がいの有無などの違いも含めた多様性を自然に受け入れ、互いを尊重しながら学び合う態度を育てます。

また、市内の他地域、他市他県の学校などの交流、さらには姉妹都市などの海外の学校・団体などの国際交流を推進し、児童生徒が自分の考えに自信をもって発信し、地域や国を超えて協働できる力を育むことをめざします。

基本方針2 人生100年時代を生きるための社会教育の推進

主要施策1 学び続ける力を育む生涯学習環境の充実

2-1-1 学習機会と学習環境の充実

市民一人ひとりが年齢やライフステージに応じて学び続けられるよう、学習機会と環境の充実を図ります。公民館や図書館を拠点に、地域人材を活用した講座や講演会を企画し、子どもから大人まで幅広い世代の多様なニーズに応える学習の場を提供します。

また、社会が大きく変化する中で、社会教育は新たな時代のニーズに即した学びを担う役割が求められています。特に、近年の情報化社会において、デジタルデバイドの解消が必要となっていることから、生成AI、プログラミングなどの先端的な学習機会やスマートフォンの活用講座、SNSの安全な利用方法などの実生活に直結する実践的な内容を取り入れます。

併せて、地域課題の解決に向けた住民主体の学びの場を創出し、市民が主体的に学び続け、変化する社会を柔軟に生き抜く力を育むとともに、地域の持続的な発展につながる社会教育を推進します。

2-1-2 学びを地域にいかす仕組みづくり

学習で得た知識や経験を、自らの生活にとどめるのではなく、地域の教育活動や社会活動へ還元できる仕組みを整えます。例えば、市民が講師や学習サポーターとして学校や地域の場で活躍できる機会を広げるほか、ボランティア活動や地域行事と学びを結びつけ、学習の成果をまちづくりにいかします。

また、世代を超えた交流や団体同士の連携を促進することで、「学んだことを地域に返す」「地域でまた新しい学びを得る」といった循環を生み出します。

2-1-3 生涯学習団体・社会教育関係団体の支援

市民の自主的な学習活動を行う生涯学習団体や、PTA・青少年育成団体・スポーツ文化団体など社会教育関係団体を支援し、その発展を後押しします。活動の継続や人材育成を支えるとともに、団体間の交流や連携を促進し、互いに学び合いながら地域全体の教育力を高めます。

また、郷土の歴史や文化を学び伝える活動、地域資源を活用した体験活動など、鹿嶼らしい特色ある取り組みを積極的に支援します。市民一人ひとりの学びが団体活動を通じて広がり、地域の活力や魅力の向上につながる生涯学習社会をめざします。

主要施策2 知的基盤としての図書館機能の強化と読書支援

2-2-1 資料・情報提供サービスの充実

図書館は、市民に対して必要な資料や情報を提供する知的拠点としての役割を担っています。図書館の基本的な役目である図書や資料を収集するにあたり、今後も多様な利用者のニーズに応えるために、図書や雑誌に加えてデジタル資料も積極的に収集し、紙媒体とデジタルを組み合わせたハイブリッド型のサービスを展開します。特に、行政資料や郷土資料は、地域の歩みを記録し、文化を後世に伝える貴重な資源です。これらの資料を計画的に収集・保存するとともに、デジタル化による公開を進め、誰もが活用できる環境を整えることで、学校教育における郷土学習や市民活動の基盤となるほか、地域の魅力を発信する観光資源としても幅広く活用していきます。

さらに、図書館の重要な役割であるレファレンスサービスを充実させ、利用者が必要とする情報を的確かつ迅速に得られる体制を整えます。そのために、司書の専門的知識や調査能力の向上を図り、調べもの相談や情報探索支援などのサービスを積極的に展開します。

また、安心して読書や学びに取り組めるよう、図書館施設の環境整備にも配慮します。閲覧スペースや照明、ＩＣＴ機器の配置など、快適で利用しやすい施設面の改善を図り、心地よい空間づくりを推進します。

2-2-2 学校図書館と公共図書館の連携強化

鹿嶋市の学校図書館の施設整備や司書の配置、図書資料のデータベース化がすでに整っており、学習環境としての基盤は確立されています。今後は、その環境を教育活動に十分にいかし、児童生徒の主体的な学びを支える「活用する学校図書館」へと発展させていきます。具体的には、児童生徒が自らの考えを形成する「調べ学習」や「探究的な学び」の拠点として、併せて、教員の授業支援の観点から情報を収集・整理し、学習課題に応じて必要な情報を提供します。

また、学校図書館と中央図書館が緊密に連携し、司書の人事交流や合同研修、情報共有を通じて、専門性の高い人材を育成し、学習支援を一層充実させます。これにより、子どもたちの読書活動や調べ学習の支援をより効果的に行うとともに、生涯にわたる学びを支える基盤を整備していきます。

2-2-3 子どもの読書活動推進

子どもが読書に親しむことは、言語知識や読み書きの能力向上、思考力・判断力・表現力などを身に付けるうえで大変重要です。図書館では子どもたちが自然に本と触れ合い、読書習慣を日常生活に根付かせ、生涯にわたって成長し続けていくことをめざし、体系的かつ継続的に取り組みます。

はじめに、読書に親しむ機会の提供と充実に努めます。乳児期から親子で本に親しむ活動を推進し、家庭での読み聞かせや読書を推奨します。また、学校生活の中で読書タイムやブックトークの実施、読書イベントなどを通じて、日常的に本に親しみ、楽しむ機会を子どもたちに提供します。

次に、読書環境の整備を進めます。年齢や発達段階に応じた図書の充実や施設環境の改善に加え、司書や支援員などの人的体制を整えることで、子どもが安心して読書に親しめる場を広げます。さらに、学校図書館の地域開放の活用を進め、図書が身近にある環境を整備します。

また、普及啓発活動の推進を積極的に取り組みます。地域の読書団体と連携し、読書週間を活用したイベントの開催や郷土資料を見たり触れたりする図書館見学など、読書の楽しさや興味を喚起する事業を広く発信することで、子どもの読書活動を温かく見守り、後押しする地域全体の雰囲気を一層高めていきます。

主要施策3 郷土の歴史・文化にふれる学びと保存・継承の推進

2-3-1 史跡や歴史的資料の保存・公開と活用の推進

鹿嶋市には、鹿島神宮をはじめとする由緒ある史跡や、古代からのまちの歩みを物語る数多くの歴史的資料が残されています。これらは、地域の誇りであると同時に、市民のアイデンティティを支える貴重な財産です。そこで、国や市に指定された史跡の整備を計画的に進めるとともに、歴史資料の収集・保存・整理に取組み、誰もが身近に郷土の歴史に触れられるよう公開の機会を広げます。また、既に開設している「デジタル博物館」をさらに充実させることで、デジタル技術を活用した歴史資料の公開と活用を一層進め、教育や研究、観光振興にも役立つ新たな学びの場としての機能を高め、郷土の歴史を未来へと確実に継承していきます。

2-3-2 伝統文化の保護と継承

古来より鹿嶋の人々の暮らしの中で培われてきた伝統芸能や祭り、生活文化は、地域の連帯感や誇りを育む大切な文化遺産です。これらを保護・継承するため、地域住民や関係団体と連携しながら、記録や保存、後継者育成などを推進します。鹿島神宮例祭に代表される伝統行事や、郷土芸能の継承活動を通じて、子どもたちが鹿嶋の文化を体験的に学び、主体的に関わる機会を広げます。また、伝統文化を地域資源として再発見し、学校教育や生涯学習の場にも活用することで、次世代に受け継がれる「生きた文化」としての価値を高めていきます。

2-3-3 郷土の自然や歴史にふれる学びの充実

鹿嶋市は、海・湖・森などの豊かな自然環境と、古代から続く歴史的背景に恵まれ

ています。これらを貴重な教材として活用し、本物に触れる機会を積極的に推進することで、子どもから大人まで幅広い世代が、地域に学び、ふるさと鹿嶋を誇りに思う気持ちを育みます。

学校教育では、郷土の史跡見学や地域学習を積極的に取り入れ、地域の自然や歴史の魅力を体験的に学ぶ機会を充実させます。社会教育の場では、史跡展示施設や図書館、公民館などを活用した講座や体験活動を展開し、世代を超えて郷土に親しみを持てるようにします。こうした取組を通して、ふるさとの良さを実感し、地域の自然や歴史を次代に伝える人材を育成していきます。

主要施策4 誰もが参加できるスポーツ活動と地域スポーツを支える人材の育成

2-4-1 スポーツを楽しむ機会の充実

子どもの頃にスポーツの楽しさや達成感を経験すると、大人になっても運動を続けたり、地域で指導者や支援者として関わったりするきっかけになります。こうした経験が生涯にわたる健康づくりにつながるよう、市民一人ひとりがスポーツに親しめる環境を整えます。運動不足の解消や生活習慣病の予防につながる健康づくりプログラムの充実、市民大会やスポーツイベントの開催を通して、日常生活の中に運動を取り入れる環境を整えます。ライフスタイルに合わせて選べる柔軟なプログラムを提供することで、一人ひとりのウェルビーイングの向上をめざします。さらに、障がい者スポーツについて理解を深め、実際に体験できる場を設けることで、多様性を尊重した共生社会の実現につなげます。鹿嶋市の特色であるサッカーをはじめ、市民が多様な競技への興味や関心に応じて活動できる場を提供することで、体力や技術の向上だけでなく、仲間と共に活動する喜びや地域とのつながりを育むことをめざします。

2-4-2 地域に根ざした部活動・クラブ活動の推進

生徒たちが将来的にスポーツに親しむ機会を確保するため、地域クラブと学校が連携し、持続可能な活動体制を整えます。学校単位では十分に対応できない競技や活動についても、地域全体で支えることで、健やかな成長と社会的つながりを育む新たな居場所として、多様なスポーツ体験を可能にします。また、放課後や休日における地域クラブ活動の推進を通じて、生徒たちが主体的に競技を選び、長期的に取り組める環境を整備し、スポーツが息づくまちづくりを推進します。

2-4-3 スポーツを支える人材の育成と環境づくり

スポーツ活動の広がりを支えるためには、質の高い指導者や運営スタッフの育成が不可欠です。そこで、指導者の資質向上を目的とした研修や講習会を開催し、競技技術の指導や子どもの発達段階に応じた関わり方、安全管理などについて学ぶ機会を提

供します。また、その研修や講習会で学んだ方をスポーツコーディネーターとして認定し、地域のスポーツ団体や学校、各種イベントなどでその力を発揮できるよう、活躍の場につながる仕組みを整え、学びを地域の子どもたちの笑顔や成長につなげていく環境を整備します。

さらに、スポーツ団体に対しても活動支援を行い、地域に根ざした安定的な運営を推進します。加えて、スポーツ活動に関する情報発信の充実を図り、市民が最新情報を簡単に入手できる環境を整備することで、誰もが身近にスポーツを楽しみ、支え合えるまちづくりを進めていきます。

主要施策5 文化芸術に親しみ、表現できる環境の充実

2-5-1 文化芸術にふれる機会と発表の場の充実

社会教育施設を活用し、市民が気軽に文化芸術に親しめる事業を充実します。学校や地域においても、音楽・美術・演劇など多様な文化芸術に触れる機会を提供し、子どもから大人まで幅広い世代が文化芸術に参加できる環境を整えます。また、芸術祭や美術展覧会など、日頃の活動を広く発表できる場を拡充し、活動の意欲や達成感につなげます。さらに、日常生活の中で文化芸術に触れる機会を増やし、継続的に関わることができる仕組みを整備するとともに、積極的な情報発信を行い、市民が多様な文化芸術の活動に参加しやすい環境を推進します。

2-5-2 文化芸術活動を支える担い手の育成

子どもたちが生涯を通して文化芸術に親しめるよう、地域の団体や芸術関係者と連携した活動体制を整えます。文化部活動を地域団体の活動と共に実施することで、学校だけでは十分に対応できなかった活動についても、地域で継続して行うことが可能となり、多様な文化芸術に触れる機会やより専門的な指導を受けられる環境が広がります。これにより、新たな担い手の育成と次世代を育てる仕組みが生まれ、文化芸術が地域に根付き、持続的に発展していく基盤を築きます。

主要施策6 体験と学びを通じた青少年の健全育成

2-6-1 青少年の健全な交流と体験活動の推進

青少年が社会性や主体性を培い、健やかに成長するためには、ボランティア活動や社会奉仕体験、自然体験活動など、多様な体験を積み重ねることが重要です。小学校での宿泊体験などの教育活動のほか、地域の行事や文化活動、ボランティア活動など、学校教育と連携した活動を継続しながら、身近な場での体験機会を充実させていきます。その際には、地域の方や青少年相談員をはじめとする関係機関と連携し、子ども

や若者が安全に参加できる体制を強化することで、学校と地域が一体となった体験活動を支える環境を整備していきます。

2-6-2 メディアリテラシー教育の推進と有害環境からの保護

インターネットやSNSをはじめとする情報環境が急速に拡大する中で、子どもたちが正しく情報を理解し、主体的に判断する力を身につけることが求められています。鹿嶋市では、学校教育を中心に、授業や啓発活動を通じてメディアリテラシー教育・情報モラル教育を推進し、情報を見極めて適切に活用する力の育成を図ります。また、保護者に対してもメディアに関する講演会などを開催し、家庭における情報環境の考え方や子どもとの関わり方について理解を深める機会を提供し、学校と家庭が一体となった取組を進めます。

また、青少年を取り巻く環境には、SNSでのトラブルやネットいじめ、過度なゲーム依存、闇バイトなどの有害な事象が存在しています。これらから子どもたちを守るために、行政・学校・地域が一体となって相談体制や啓発活動を強化し、子どもたちが安心して成長できる健全な環境を整備します。

主要施策7 子育てのための家庭教育への支援

2-7-1 親の学びと子育て力向上の支援

家庭教育は子どもの健やかな成長を支える基盤です。保護者の皆さん一人で悩みを抱え込まず、安心して子育てに取り組めるよう支えていきます。そのために、子育て講座やワークショップ、学習会を通じて、発達段階に応じた子どもへの関わり方家庭ができる声かけ・生活習慣づくりなどについて学ぶ機会を充実させます。また、保護者同士が悩みや不安を分かち合い、励まし合える場づくりにも努め、子育ての喜びや戸惑いを共有できるあたたかいつながりを広げていきます。

併せて、家庭教育に関する情報を分かりやすく発信し、子育てに役立つ制度や相談窓口、地域で行われている子育て支援の取組などを積極的に紹介します。こうした取組を通して、保護者の子育てに対する不安を少しでも軽くし、「地域みんなで子どもを育てる」環境を整えていきます。

2-7-2 地域と連携した家庭教育支援の推進

子育て家庭が孤立せず、安心して子育てに取り組めるよう、市が主体となって家庭に寄り添う支援体制を進めています。子育ては本来、うれしさや喜びに満ちたものですが、同時に、不安や戸惑いを感じる場面も少なくありません。こうした気持ちを一人で抱え込むことがないよう、まずは家庭の状況や思いにしっかりと耳を傾け、困りごとや心配ごとを丁寧に受け止めることを大切にします。そして一人ひとりの状況

に応じて、必要な学習の機会や相談窓口、専門機関などへとつなげていきます。

また、地域住民や子育て経験者が応援者になれるような仕組みを整え、見守りや声かけ、交流の場づくりなどに気軽に参加できる機会を広げていきます。このような取組を通して、行政と地域が協働して子育て家庭をあたたかく支える体制を築き、「地域のみんなに見守られて子どもを育てていける」まちをめざします。

2-7-3 相談・支援体制の充実と関係機関との連携

保健機関や児童福祉部門、教育相談担当部門などが連携し、家庭教育や子育てに関する相談体制を充実させ子育てに不安や悩みを抱える保護者が、ためらうことなく、気軽に相談できる体制を整えます。相談支援担当者間で情報を共有し、継続的かつ一貫した支援ができるよう体制を整備することで、子どもや家庭の変化やサインに早く気付き、早期に課題を把握し、必要な支援につなげます。

このような取組を通して、どの家庭も一人で抱え込まずに相談できる「安心の土台」を地域に広げ、これからの中を生きる子どもたちを、関係機関と地域が連携して、切れ目なく支えていく体制を構築します。

主要施策8 地域で育て、地域に関わる人づくりの推進

2-8-1 地域活動と居場所づくりの推進

鹿嶋市では、地域の人々が互いに支え合い、学び合うことができる温かな地域づくりをめざします。そのために、地区まちづくり委員会活動や公民館まつりなどの市民主体の取組を支援し、地域コミュニティの活性化を図ります。これらの活動を通じて、市民が自分たちのまちを自分たちでつくる意識を育み、地域に誇りをもちながら暮らす基盤を整えます。

また、子どもたちの健やかな成長を支えるために、安心して集い、遊び、学べる居場所づくり事業を積極的に展開します。共働き家庭の増加などに対応し、就学児童が放課後や土曜日、日曜日を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができる機会を提供します。具体的には、保護者が昼間不在の家庭の児童に生活の場を提供するとともに、地域の協力のもと、学習やスポーツ、文化芸術活動などの多様な体験の機会を提供します。家庭や学校だけでは得られない多世代との交流や、地域資源をいかした体験を通じて、子どもたちに「地域に見守られて育つ」という実感を与えるとともに、大人世代にも「地域で子どもを育てる喜び」を広げていきます。これにより、誰もが地域の一員として支え合い、安心して暮らすことができる環境を築きます。

2-8-2 子ども・若者の地域参加と人材育成の推進

次代を担う子どもや若者が、地域活動に参加し、地域の一員としての役割を実感で

きるようにはすることは、持続可能な地域づくりに欠かせません。鹿嶋市では、ボランティア活動や地域行事、伝統文化の継承活動などへの参加機会を広げ、子どもや若者が実際に地域で汗を流し、人とのつながりを体験できる環境を整えます。こうした経験を通じて、子ども、若者の社会性や責任感、協働する力を育むとともに、自らの成長を実感し、地域への愛着を深めることをめざします。

若者が地域の大人と共に活動することで、世代を超えた交流や相互理解が進み、その過程で、地域をリードする人材が育ち、未来の鹿嶋を支える力強い人の輪が広がります。

基本方針3 学びを支える教育環境の向上

主要施策1 誰もが安心して学べる教育施設・環境の整備

3-1-1 学校施設の整備と学習環境の向上

小中学校の大規模改修をはじめとする長寿命化を学校規模の適正化を前提として計画的に進め、安全で快適に学べる学校環境の確保を図ります。耐震化やバリアフリー化など、児童生徒が安心して学習に集中できる施設環境を整えるとともに、地域の避難所としての機能も意識した整備を進めます。

また、就学前施設についても、少子化や地域のニーズの変化に対応し、園児数や立地条件を踏まえた再編を計画的に進めます。その際には、保護者や地域の声を丁寧に聞き取り、教育・保育の質を維持しながら、効率的で持続可能な施設運営をめざします。

3-1-2 社会教育施設・スポーツ施設の整備と活用

公民館や図書館などの社会教育施設については、「鹿嶋市公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化対策や改修に加え、将来の人口動態や利用状況を踏まえた再編も視野に入れ、計画的な管理を進めます。これにより、学習・交流の拠点としての機能を高めます。地域住民が安心して集える空間を整えることで、生涯学習や地域活動の推進を支援します。

スポーツ施設についても同様に、長寿命化を念頭に計画的な維持管理を合わせて、施設の再編や複合化を検討しながら、既存施設を有効活用していきます。競技スポーツから健康づくり、レクリエーションまで幅広い世代が利用できる環境を整備し、市民が多様なスポーツに親しむことのできる機会を広げ、地域の健康増進と交流促進につなげます。

3-1-3 ICT環境の整備と教育DXの推進

GIGAスクール構想の進展を踏まえ、児童生徒一人一台端末の効果的な活用を支える通信環境やICT機器の整備をさらに進め、高速通信や大容量データに対応できる環境を整えることで、デジタル教科書やオンライン学習を推進し、学びの質の向上と個別最適な学習の実現を図ります。

また、学校だけでなく、図書館や公民館などの社会教育施設にもICT環境を拡充し、世代を超えて誰もがデジタル技術を活用できる「教育DX（デジタルトランスフォーメーション）」を推進します。授業や学習支援だけでなく、校務や家庭・地域との情報共有の在り方も含めてデジタル化を進めることで、子どもから高齢者まで多様な世代がデジタル技術を活用した学びに取り組めるようにし、未来社会に対応できる学習基盤の強化を図ります。

3-1-4 安定的な学校給食の提供と給食センター機能の充実

児童生徒の健やかな成長を支える学校給食は、教育の一環であり、食育を通して「食べることの大切さ」や「命をいただく心」を育む重要な役割を担っています。そのため、安全で栄養バランスの取れた給食を安定的に提供できるよう、給食センターの機能強化を図るとともに、施設の老朽化対策や調理設備の更新を計画的進めます。併せて、衛生管理や食品の安全に関する定期的な点検・研修を実施し、調理員や関係職員の技術と意識の向上にも努めます。

主要施策2 地域と連携した特色ある学校づくりの推進

3-2-1 小中一貫教育と地域とともにある学校づくりの推進

各学校の立地や伝統、地域社会の特性をいかした特色ある学校づくりを推進します。地域の自然や歴史、産業といった教育資源を活用し、児童生徒が地域に誇りと愛着をもち、主体的に学ぶ力を育みます。

併せて、小中一貫教育の推進により、義務教育9年間を一つの学びの連続体として捉え、学習内容や生活指導の連続性を確保するとともに、児童生徒の発達段階に応じた系統的な学びや生活習慣の定着を図ります。さらに、小学校と中学校の教職員が共通理解を深めながら指導に当たることで、より広い人間関係の中で、責任感や思いやりなどの心の成長を促し、小学校から中学校への円滑な接続を実現します。鹿嶋市ならではの学びを実現し、子どもたちの可能性を最大限に引き出します。

3-2-2 学校規模適正化の推進

少子化の進行に伴い、一部の学校では小規模化が進み、教育活動の多様性や集団としての学びの広がりが制約を受ける状況が生じています。こうした状況は、教育の質

の確保や学校運営の効率性にも影響を与えかねません。このため、将来を見据えた学校の適正規模・適正配置に取り組みます。学校統廃合も含めた適正化を進めることで、子どもたちが多様な仲間と関わり合い、協働しながら学ぶ環境を確保し、教育効果の高い授業編成や部活動の充実が図られ、安定的で持続可能な学校運営を実現します。

学校規模の適正化は単なる統廃合ではなく、「児童生徒にとってよりよい学びの場を確保するための施策」であり、教育の質の向上と地域の未来を見据えた基盤づくりとして進めていきます。

3-2-3 地域と連携した学校運営体制の強化

学校は地域社会とともに子どもを育てる場です。鹿嶋市では、地域の人材を学校に迎え入れ、授業支援や部活動、学校行事などさまざまな場面で社会人ボランティアとして活躍できる体制を整えます。地域の大人が学校に関わることで、子どもたちは多様な価値観や経験に触れ、豊かな学びを得ることができます。

さらに、コミュニティ・スクールの推進により、学校運営協議会を通じて地域住民や保護者が教育活動に参画し、学校と地域が双方向に意見を交わしながら運営にあたる仕組みを強化し、地域と学校が一体となることで、教育の質を高めるとともに、地域社会そのものが学び合い、育ち合う関係を築いていきます。

3-2-4 情報発信と学校評価の充実

学校が取り組む教育活動の内容や成果を積極的に発信し、地域や保護者からの理解と信頼を得ることは、開かれた学校づくりの基盤となります。学校ホームページだけでなく、教育委員会の広報紙やホームページ、SNSなどを活用し、学校での学びや行事の様子、子どもたちの成長の様子を丁寧に伝えることで、保護者や地域の方が学校の取組を身近に感じられるよう努めます。これにより、教育活動の透明性を高めるとともに、地域全体で子どもたちを見守り支える雰囲気をつくります。

併せて、学校評価を一層充実させ、児童生徒・保護者・地域住民から寄せられる意見や要望を学校運営に反映させる仕組みを整えます。評価の結果は、教育活動の改善や新しい取組の検討に活用し、子どもたちの学びや学校生活をよりよくしていくための手がかりとします。

こうした情報発信と評価の連携により、学校が地域や保護者とともに歩む姿勢を示し、信頼される学校づくりを進めるとともに、これからの未来に向けて、子どもたちが安心して学び、成長できる環境を地域全体で作り上げていきます。

主要施策3 教職員の資質向上と業務改善の両立

3-3-1 教職員の資質向上と育成支援

教育の質を高めるためには、教職員一人ひとりの専門性や指導力の向上が欠かせないことから、若手教員から中堅・ベテラン教員までのキャリアステージに応じた体系的な研修を充実させ、継続的に学び成長できる仕組みを整備します。さらに、校内におけるメンター制度や先輩教員による指導を推進し、学校内での学び合いを強化します。外部研修や大学・教育研究機関との連携によって先進的な教育理論や実践を取り入れるとともに、教育論文や研究発表への参加を奨励し、実践と理論の両面から資質の向上を図ります。これらの取組を通じて、児童生徒に寄り添いながら、確かな学力や豊かな人間性を育む力を備えた教職員を育成していきます。

3-3-2 働き方改革と校務改善の推進

教職員が児童生徒と向き合う時間を確保するためには、業務の効率化と負担軽減が重要です。校務分掌や事務作業の見直しを進めるとともに、GIGAスクール構想の下で導入されたICT機器や校内システムを活用して、成績処理や文書収受、出欠管理などの校務の効率化を図ります。また、教員業務支援員を積極的に活用し、教材準備や事務作業の一部を分担することで、教員が教育活動に専念できる体制を整えます。

加えて、会議の精選や業務プロセスの改善を行うことで、教員の負担を軽減し、心身のゆとりをもって教育に取り組める環境をつくります。こうした取組を通じて、教員一人ひとりが子どもたちの成長にじっくり向き合えるとともに、相互に支え合い、学び合いながら成長できる職場をつくることで、持続可能で働きやすく、魅力ある学校運営を実現していきます。

3-3-3 コンプライアンスの徹底と法務相談体制の構築

学校におけるコンプライアンスは、単なる規則遵守ではなく、学校や教職員が社会的責任を果たし、保護者や地域社会からの期待や信頼に応えることを意味します。法律や規制を正しく理解し遵守することは、学校が信頼される組織として、児童生徒や教職員自身を守るための基盤となります。そのため、校内での研修や啓発活動を通じて、教職員一人ひとりがコンプライアンス意識を高め、健全で透明性のある学校運営を推進します。

一方で、いじめや不登校、学校事故、保護者対応など、教育現場で専門的な法務対応を必要とする課題が生じた場合に迅速かつ適切に対応できるよう、教育委員会が中心となり、法務の専門家と連携した相談体制を整備します。教育現場の不安を軽減し、教職員が安心して教育活動に取り組める環境を構築することで、児童生徒の学びの安全と保護者・地域からの信頼を高めます。

主要施策4 子どもの多様な育ちに寄り添う支援と相談体制の整備

3-4-1 いじめ、不登校対策の充実

子どもが安心して学校生活を送るためにには、いじめや不登校への早期対応と継続的な支援が不可欠です。そのため、学校・教育委員会・関係機関が連携し、いじめ防止対策を強化するとともに、未然防止、早期発見、適切な対応を一体的に進めます。

問題の早期発見と対応につなげられるよう、インターネットを活用した匿名の通報システムなどの子どもや保護者が安心していじめの兆候を伝えられる環境を整えます。また、不登校の背景にある要因は複雑ですが、多角的かつ的確に把握し、早期に適切な支援をつなげられるよう、教職員のスキルアップ研修を充実させます。加えて、不登校児童生徒に対しては、適応指導教室を活用した居場所の提供や、個々の実情に応じた学習支援・社会的自立支援、オンラインを活用した多様な学びの場の提供を進め、学校復帰の支援とともに、多様な進路選択を保障します。

3-4-2 特別支援教育の推進と一人ひとりに応じた支援の充実

障がいのある子どもが一人ひとりの可能性を伸ばし、自立や社会参加ができるよう、各々の教育的ニーズを把握し、特別支援教育の体制を一層充実させます。

特別な支援が必要な幼児が就学前施設へ入園する際には、保護者と相談しながら、必要に応じて支援員を配置し、他の園児との交流や行事に積極的に参加することを通じて、自立心や協調性などを育むことができるよう支援します。

また、特別支援教育に関する専門的な知識と技能を有する相談員などを計画的に配置し、専門性をいかした指導と支援を推進します。

さらに、早期から一貫した支援が行えるよう、指導内容に関する情報について、関係諸機関が共有しやすいよう一人ひとりの支援ファイルを作成し、幼児期から小学校、中学校、高等学校へと引き継ぎます。また、保健機関、福祉部門との連携を強化し、要請に応じて助言やケース会議を実施します。併せて、各学校において特別支援教育で中核的な役割を担う特別支援コーディネーターを位置づけ、学校教職員全体の理解のもと、学校内の体制を構築します。

3-4-3 子ども、保護者、教職員の相談・支援体制の充実

子どもや家庭、そして教育現場を支える教職員に対し、教育センターを核とした総合的な相談・支援体制を整備します。ここでは、教育指導員や各種相談員が専門的立場から継続的に関わり、保護者や教職員の抱える悩みに対応しながら教育活動を円滑に進める支援を行います。また、障がいのある子どもや発達障害の兆候が見られる児童については、早い段階から就学前施設との連携を図り、就学相談を通じて一人ひとりの状況を丁寧に把握し、必要な支援につなげていきます。

そのうえで、発達段階に応じた指導・支援を行い、必要に応じて専門機関との連携も進め、安心して学べる環境を整えていきます。

主要施策5 教育活動を支える人的・制度的基盤の強化

3-5-1 教育活動を支える人的支援体制の充実

学校教育の現場では、多様な子どもたちがそれぞれの状況や特性に応じて学んでいます。そのため、学習や生活面で支援が必要な児童生徒の教育活動をサポートし、教員のアシスタントをする支援員を適切に配置し、きめ細かな支援を行います。さらに、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して学校生活を送れるよう、専門的な支援体制を整え、保護者や医療機関との連携を図りながら環境を整備するなど、子ども一人ひとりの学ぶ権利を保障するとともに、教職員が安心して教育活動に専念できる体制づくりを進めます。

3-5-2 子どもの学びと成長を支える制度的支援の充実

子どもたちの学びは、教室での学習活動にとどまらず、スポーツや文化活動、地域との交流を通じて大きく広がります。鹿嶋市では、鹿嶋市教育会が実施する児童生徒対象の各種事業を支援するとともに、体育的・文化的な課外活動を積極的に奨励し、子どもたちの挑戦や成長を後押しします。

また、経済的な理由によって子どもの学びの機会が制限されることがないよう、就学に関する経済的支援制度の充実を図り、誰もが公平に学び、未来を描ける環境を整えるなどの制度的な支援を通じて、子どもの成長を社会全体で支える仕組みを構築していきます。

3-5-3 子どもの安全・安心を守る取組の強化

子どもが健やかに成長するためには、学校内外において安全と安心が確保されることが大前提です。鹿嶋市では、児童虐待や不適切な養育、ヤングケアラーなど、子どもや家庭が抱える複雑な課題に対して、教育現場が早期発見・相談の窓口として機能できるよう、体制の強化を図ります。さらに、保健機関・福祉部門などの関係機関との緊密な連携により、子どもや保護者への支援につなげ、継続的に寄り添う体制を整備するなど、困難な状況に置かれた子どもたちを地域全体で支え、すべての子どもが安心して学び、成長できる社会を実現していきます。

主要施策6 子育て支援と入園体制の充実

3-6-1 地域子ども・子育て支援の充実

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業を計画的に推進します。具体的には、一時預かり、延長保育、病児・病後児保育など、地域の保育ニーズを継続的に把握し、多様な支援を展開していきます。さらに、認定こども園や幼稚園による園庭開放、親子交流事業、子育て講座などを通じて、子育て家庭同士のつながりを広げ、安心して子育てができる環境を整備します。

3-6-2 入園体制の整備と支援

子どもが安心して教育・保育を受けられるよう、入園に関する相談支援を充実させます。保護者の就労形態や生活状況、子どもの発達や個性を丁寧に把握し、その子に最も適した園を選択できるよう、分かりやすい情報提供ときめ細かな相談対応を行います。また、待機児童の解消に向けた計画的な施設整備や定員調整を進めるとともに、地域の多様な保育資源を活用して柔軟な受け入れを可能にします。こうした取組により、子どもたちが健やかに成長できる教育・保育環境を整え、子育て世帯の安心感を高めます。

基本方針4 これからの時代を生き抜く力の育成

主要施策Ⅰ 未来を切り拓く資質・能力の育成

4-1-1 未来を拓く、思考力・判断力・表現力・決断力の育成

情報化が急速に進む社会の中で、子どもたちがあふれるデータや情報を正しく読み取り、自分なりに意味を考え、課題を見いだしていく力を育てます。そのうえで、自ら課題に向き合い、主体的に解決へと導こうとする姿勢を育てます。論理的思考力を基盤に、状況に応じて最善を考える判断力や、一歩踏み出す決断力を養い、自ら考えを相手に分かりやすく表現し、行動につなげる力を高めます。こうした力をバランスよく育むことを通して、変化の激しいこれからの社会の中でも、自分らしく生き抜き、周りの人と支え合いながら未来を切り拓いていく子どもたちを育成します。

4-1-2 持続可能な社会づくりの担い手を育む学びの推進

仲間と協力しながら目標に向かって挑戦する協働力や、自ら問いを立てて学びを深める探究力を育成します。その際、SDGsの視点を取り入れ、地域の課題や地球規模の課題を「自分とは関係のないもの」としてではなく、自分自身の暮らしとつながる「自分ごと」として捉えられるように進めていきます。

学校での授業や総合的な学習の時間に加え、地域や社会教育と連携した体験活動、ボランティア活動、課題研究などを通じ、子どもたちが多様な他者と関わり合いながら

ら学ぶ力を育成します。こうした学びを積み重ねることで、一人ひとりが身近なところから行動を起こし、よりよい社会や未来を自らの手でつくっていこうとする、持続可能な社会づくりの担い手を育成します。

4-1-3 ICTと生成AIを活用した学びの深化

GIGAスクール構想の充実を基盤に、ICTや生成AIを活用し、子どもたちが自ら課題を見い出し、情報を取捨選択しながら思考を深める学習を展開します。目の前のデジタル機器を、単なる便利な道具としてだけではなく、「自ら学び、世界を広げていくためのツール」として活用できるように進めます。

ICTを活用することで、自分の考えを適切に表現したり、他者と共有したりすることが可能となり、友達と意見を出し合い、認め合いながら学び合う協働的な学びの質を高めることができます。また、生成AIを活用して、構想を整理したり、新たな視点や表現の仕方を工夫するなど、創造的な学びを支えるツールとして上手に活用する能力を高めます。

このような取組を通して、子どもたちがこれからの時代の変化を前向きに受けとめ、デジタル技術と共に生き生きと学び続けていける力を育みます。

主要施策2 優しい心、自己肯定感、挑戦する意欲の育成

4-2-1 優しさと豊かな心を育てる教育の推進

これからの中の新たな時代、生成AIやICT社会が大きく発展しても、人と人が互いを思いやり、支え合うことは、子どもたちにとって何よりも大切な力です。日々の学習や学校生活、地域との交流を通して、相手の気持ちに寄り添い、命や人権を大切にする心を育てます。

困っている友達に声をかける、感謝の気持ちを言葉で伝える、互いを認め合いながら共に活動するなどの経験を重ねることで、「優しさ」と「心の豊かさ」を育みます。

今後社会のデジタル化が急激に進展しても、人に寄り添い、温かい人間関係を築くことのできる子どもの教育を力強く推進します。

4-2-2 自分を信じ、未来に挑戦する力の育成

日々の学習や様々な活動を通して、自分の存在や努力を前向きに受け止め、自己肯定感を高めます。ICTの活用により、世界や地域の人々と交流でき、多様な考え方や生き方に触れることで、自分の学びや行動が社会とつながっていることや自分の居場所が確かにあることを実感することができます。

また、新しいことに取り組む中で失敗しても、それを成長の一歩として受け止められるよう、子どもたちの気持ちに寄り添い、安心して次に挑戦できる環境を整えます。

こうした支えの中で、子どもたちがさまざまな経験を重ねながら、将来の夢や目標を描き、自分の可能性を信じて一歩を踏み出していけるような力を養います。これからの時代を、自分らしくたくましく生きていく子どもたちを、学校・家庭・地域が一体となって育んでいきます。

5 計画の推進

計画に示した具体的事業を着実に実行するため、P D C A サイクルによる進行管理を行います。

（1）鹿嶋市教育委員会による進行管理

鹿嶋市教育行政、教育振興基本計画の推進にあたっては、執行機関である教育委員会が適切な進行管理に努めていきます。

（2）総合教育会議による進行管理

教育振興基本計画は、教育大綱を具現化するための施策の方向性を示しており、その教育大綱は、市長と教育委員会で構成される総合教育会議で定められています。教育大綱及び教育振興基本計画を推進するため、定期的に総合教育会議を開催し、市長と教育委員会で教育行政が重点的に構すべき施策の協議をしていきます。

（3）学校等施設への訪問

教育現場に出向き、現場の声を聞いたり、感じたりすることで、教育振興基本計画でめざしたもののが現場と乖離したものになっていないか把握するとともに、児童生徒に関わるための情報把握に努めます。

（4）教育懇談会の開催

市民の皆さんから生の声をいただくため教育懇談会を開催し、鹿嶋市教育行政の課題の把握と施策の検証を行います。

（5）教育行政運営方針の策定と教育行政評価

年度ごとに具体的な取組を「鹿嶋市教育行政運営方針」として策定し、その実施状況について、外部委員により評価を行い、次年度以降の教育行政に反映させます。なお、評価結果については、市議会に提出するとともに、市民に公表します。

6 指標と目標

本計画では、具体的な事業や取組の成果を客観的に把握し、計画的に推進していくため、第四次鹿嶋市総合計画及び鹿嶋市まち・ひと・しごと創生総合戦略における指標と、教育行政評価等で活用している指標を踏まえ、基本方針ごとに主要施策の達成状況を測る指標と2035年度（令和17年度）時点の目標値を設定します。

これらの指標は、毎年度の教育行政評価や中間見直し等を通じて点検・検証を行い、必要に応じて取組内容の改善や重点化につなげていきます。

基本方針	主要施策	指標	現在値 (2025.3月)	目標値 (2035)
1 子どもたちが 自ら学び 考える 学校教育 の推進	1 確かな学力を育む質の高い授業の推進	学校における教職員の授業公開の年間回数	537回	520回
		全国学力・学習状況調査	国県平均を下回る	国県平均を上回る
	2 幼児教育の充実と小学校への円滑な接続の推進	園での読み聞かせの実施	42時間	84時間
		幼児教育アドバイザーによる幼児教育施設訪問	51回	60回
	3 豊かな心を育み、人間性・社会性を涵養する教育の推進	中3「学習したことをもとにし て地域や社会のために何ができるか 考えることがあると回答した割合	78%	80%
2 人生 100 年 時代 を 生 き る た め の 社会 教 育 の 推 進	4 健やかな心と体を育む食育・体育・保健の充実	地場産物の活用	県内産 58.1%	県内産 60%
		食育授業の回数	奇数学年で1回	全学年で1回以上
	5 ふるさとを基盤としたキャリア教育と国際理解教育の推進	事業者と連携したキャリア教育実施回数	153回	70回
		中学3年生英語3級相当率	55.4%	65%
	1 学び続ける力を育む生涯学習環境の充実	公民館利用者	233,018人	237,000人
		中央公民館講座参加人数	168人	180人
		中央図書館入館者数	98,589人	94,000人
		特設コーナー設置回数	15回	18回
		鹿嶋を誇れると答えた中学生の割合	53%	70%
3 郷土の歴史・文化に ふれる学びと保存・継承の推進	3 郷土の歴史・文化に ふれる学びと保存・継承の推進	歴史教室等イベント参加者数	60人	40人
		成人の週1回以上のスポーツ実施率	45%	65%
	4 誰もが参加できるス ポーツ活動と地域スポーツを支える人材の育成	市立スポーツ施設利用者数	192,690人	400,000人

基本方針	主要施策	指標	現在値 (2025.3月)	目標値 (2035)
2 人生 100年時代 の社会教育 の推進 を生きる ため	5 文化芸術に親しみ、 表現できる環境の充実	美術展覧会・芸術祭の鑑賞者数 伝統文化体験等の参加者数	1,794人 637人	2,000人 960人
	6 体験と学びを通じた 青少年の健全育成	青少年相談員による活動回数	8回	10回
		メディア講習会の開催回数	5回	5回
	7 子育てのための家庭教育への支援	家庭教育支援員による家庭訪問件数	482件	390件
		家庭教育に関する講演会	17回	12回
	8 地域で育て、地域に 関わる人づくりの推進	地域イベントの参加者数	35,750人	67,500人
		特色ある地域づくり事業の開催	6事業	10事業
3 学びを支える 教育環境 の向上	1 誰もが安心して学べる 教育施設・環境の整備	小中学校の大規模改造工事件数 (教育振興計画期間中)	4校	3校
		全国学力・学習状況調査調査における学校でのICT活用状況	国平均を上回る	国平均を上回る
	2 地域と連携した特色 ある学校づくりの推進	小中学校の過小規模校の数	2校	0校
		学校運営協議会の開催回数	64回	56回
	3 教職員の資質向上と 業務改善の両立	教職員のICT活用指導力(できる・ややできる)	100%	100%
		教職員の時間外勤務時間(全校平均)	35時間37分	30時間以
	4 子どもの多様な育ち に寄り添う支援と相談 体制の整備	障がい児保育事業の実施施設数	7か所	12か所
		小中学校における不登校の出現率	小1.8% 中8.9%	小1.0% 中4.5%
	5 教育活動を支える人 的・制度的基盤の強化	教職員一人当たりの校務に係る年間時間数	1,364時間	1,200時間以内
		新規奨学生の決定者数	22人	30人
	6 子育て支援と入園体制 の充実	認定こども園等の待機児童数	0人	0人
		一時預かり(一般型・余裕活用型)実施施設数	22か所	25か所
4 これ から の時 代を 生き抜く 力の 育成	1 未来を切り拓く資質・能力の育成	授業では、自分で考え自分で学習に取り組むことができていると回答した児童生徒の割合 中3「学習したことをもとにして地域や社会のために何ができるか考えることがあると回答した割合(再掲)	85% 78%	90% 80%
		2 優しい心、自己肯定感、挑戦する意欲の育成	将来の夢や目標を持っていると答えた中学生の割合	45% 80%

資料

I. 鹿嶋市教育振興基本計画策定委員会設置規則

平成15年教委規則第3号

(設置)

第1条 鹿嶋市の目指す教育と教育に関する施策を、効果的かつ総合的に推進するための鹿嶋市教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、鹿嶋市教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議検討する。

- (1) 本市教育の理念及び将来的にあるべき教育の目標に関すること。
- (2) 本市教育の充実に向けた施策の方向性に関すること。
- (3) 新鹿嶋市総合計画の基本計画期間内の具体的施策に関すること。
- (4) 基本計画の点検・評価及び重点施策並びに施策の推進に必要な個別事業の見直しに関すること。
- (5) その他策定に関して必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次の各号のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 教育機関関係者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を主宰し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキングチーム)

第6条 委員会に、資料収集・作成及び調査研究のためワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育施策企画・調整担当課が行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

2. 鹿嶋市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等
1	渡邊政美	国立大学法人茨城大学 特任教授 アドミッションセンター 副センター長
2	上田英雄	茨城県立鹿島高等学校・附属中学校 校長
3	太田雄介	鹿嶋市校長会 会長（鹿嶋市立鹿野中学校長）
4	山本勇	鹿嶋市教育会 会長（鹿嶋市立三笠小学校長）
5	塩入豊子	認定こども園こじか 園長
6	窪知昭	鹿嶋市PTA連絡協議会 会長
7	内芝秀美	鹿嶋市青少年育成市民会議 会長
8	井上琢哉	鹿嶋市文化財保護審議会 委員
9	山田博子	鹿嶋市文化協会 副会長
10	関根忠昭	鹿嶋市スポーツ推進委員連絡協議会 会長
11	佐藤由起子	鹿嶋市図書館協議会 副委員長
12	小島了輔	鹿嶋市まちづくり連絡協議会 副会長

第Ⅲ期鹿嶋市教育振興基本計画
(2026-2035)

発行：令和 年 月

発行者：鹿嶋市教育委員会

編集：鹿嶋市教育委員会 総務就学課